

特集：公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得保障

# フランスにおける年金改革と高齢者所得保障

—年金支給年齢の引上げを中心に—

岡 伸一

■ 要約

フランスの高齢者の所得保障としては、公的年金は基礎的な部分の一つの制度に限定され、支給水準も比較的低い。二階部分はサラリーマンの場合、労働協約に基づく補足年金となる。三階にあたる私的な年金も次第に普及しつつあり、近年新たな個人年金が導入されたが、労働組合の反発や政府の財政難もあり、税的優遇は限定的である。他方で、最低所得保証制度が維持され、65歳以上の高齢者はすべて最低保証されている。失業保障の一環としての高齢者所得保障給付も制度化が続いてきた。

フランスの年金支給開始年齢は60歳と他の国々と比べて低かったが、近年、62歳に上げられることになった。満額年金の開始年齢も65歳から67歳に徐々に上げられる。他方、受給要件として満額年金に必要な被保険者期間も年金年齢の改革以前から次第に上げられてきた。関連制度の改革によって高齢者雇用はさらに促進されていくであろう。

■ キーワード

フランス、年金、高齢者雇用、失業対策

## I 社会的背景

### 1 フランスの人口推移

まず、年金を含む社会保障や労働市場に直接影響を及ぼす人口の推移について、概観していこう。

フランスの人口高齢化は緩やかで、高齢化対策も効果的に実施されたと一般的には評価されてきた。確かに急激な人口高齢化は見られないが、着実に高齢化の過程を辿っている。

表1はフランスの2060年までの人口推計である。2015年から2060年にかけて、総人口は64.5

表1. フランスの人口予測

(100万人)

	総人口	内訳 (%)			
		20歳未満	20～59歳	60～74歳	75歳以上
2015	64.5	24.2	51	15.5	9.3
2020	66.0	23.9	49.6	17.0	9.4
2030	68.5	23.0	47.5	17.1	12.3
2040	70.7	22.4	46.6	16.3	14.7
2050	72.3	22.3	45.9	15.9	16.0
2060	73.6	22.1	45.8	15.9	16.2

(資料) INSEE, Projection de Population 2007-2060, 2010.

百万人から72.3百万人まで長期にわたり増え続けている。年齢別の人口内訳では、20歳未満、20～59歳層が比率を下げ、60～74歳、75歳以上層が比率を増やしている。特に、75歳以上の後期高齢者層は2015年の9.3%から2060年には16.2%が見込まれている。

2011年発表の国立統計局の資料によると<sup>1)</sup>、フランスの平均寿命は、男性で1994年の73.6歳から2008年に77.6歳へと4.0年増加した。女性の場合も同様に81.8歳から84.3歳へ2.5年増加した。年金年齢に近い60歳時点の平均余命で見ても、同じ期間に男性で19.7年から22.0年へ、女性で25.0年から26.8年へと増加している。

こうした人口構成の趨勢は年金のみならず、税方式を採用する介護扶助、医療保険等、社会保障全般に大きく影響してくる。なお、イギリスと並んで世界中の多くの旧植民地を持つフランスは、移民の受入れにも比較的寛大であった。移民政策の変更によっても人口高齢化は大きく左右されることになる。通常、移民は若年者が多く、しかも、一般的に多子家族が多い傾向にある。

## 2 失業情勢と高齢者雇用

欧州において、フランスも他の国々と同様に長期に渡って経済不況が深刻である。フランスの失

業率は2011年9.3%で2012年現在は9.6%と厳しい状況にある。失業の圧力が社会保障にも大きく影響している。2012年現在の年齢層別失業率を見ると、15～24歳層で22.5%、25～49歳層では8.9%、50歳以上層では6.6%となっている<sup>2)</sup>。長期勤続者の雇用が比較的保護されていることもあり、若年者に比べれば高齢者の失業率は低い。しかし、一度失業状態に陥ると高齢者の再雇用は難しくなる。

フランスでは高齢者雇用は伝統的に低調であった。老後の余暇生活を重視するフランス人の間では、早期退職が多数者の希望するところであると言われてきた。表2は高齢者の雇用・失業状況を示している。2011年現在で、フランス全体での雇用率は50歳～54歳層では80.3%、55～59歳層では64.0%、60歳～64歳層では18.9%であった。失業者比率はそれぞれ、5.5%、4.9%、0.9%と低い比率に留まっている。後述する失業対策としての早期年金や老齢年金における早期年金の受給者は、全体としてはかなり少数派であることがわかる。

## 3 高齢者の雇用対策

フランスの高齢者の雇用率は欧州においても極めて低い水準であり、早期退職が根強い。2001年のEUのストックホルムサミット以降、高齢者雇

表2. 高齢者の雇用・失業状況 (%)

	50～54歳	55～59歳	60～64歳
雇用	80.3	64.0	18.9
失業	5.5	4.9	0.9
非就業	14.2	31.1	80.2
早期年金(失業対策)	0.1	0.6	0.1
求職免除者(*)	-	3.1	1.9
早期年金(老齢年金)	-	2.7	-
その他非就業	14.1	24.7	78.2
合計	100.0	100.0	100.0

(資料) DARES, *Activité des seniors et politiques d'emploi*, 2012.

\* 失業給付受給者のうち求職活動を免除された者

用の促進が打ち出され、フランスも高齢者雇用促進に乗り出した。労使とも大筋ではこの方向に賛同した。

2009年社会保障財政法が制定され、高齢者雇用が促進された。まず、雇用主が年齢を理由に退職させることができる年齢（定年）をこれ以前の65歳から70歳に引上げた。つまり、70歳までに一方的に退職させることが違法解雇となる。2010年より実施に入った。2009年までは、満額年金の受給権を持つ高齢労働者は企業が退職を決定できることが労使協定によって認められていたが、新たな法律の下ではこれも認められなくなった。

さらに、2009年末までに55歳以上の従業員の雇用維持と50歳以上の従業員の採用に関する労使協定の策定を課し、2010年以降に未達成の企業に全従業員の賃金総額の1%を社会保険の課徴金として徴収する内容の社会保障財政法が2009年に制定された。ただし、中小企業は適用除外された。また、計画の中身については必ずしも実効性を担保する厳格な基準とはなっていなかった。

失業率が高く厳しい労働市場の状況の中、高齢者よりも若年者の雇用創出がより重要度が高いと認識されていた。これまでの早期年金制度にしても、若年者に雇用機会を譲ることを前提とするワークシェアを目指す方策であった。

フランスの退職年齢、そして、年金支給開始年齢は比較的早い。表3は年金制度の実際の支給開始年齢の分布を示している。職域によってかなり異なることがわかる。やはり、60歳が最も多くの人が支給開始する年齢となっている。同じ調査資料によると、一般制度における平均年金支給開始年齢は1938年生まれから1944年生まれの世代では61.5歳から61.6歳でほぼ安定していた。公務員では比較的早期支給で、1944年生まれでは国家公務員共済で58.6歳、地方公務員共済で58.4歳となっていた。つまり、法定年金年齢を過ぎて、満額年金年齢を待たずに実際に受給開始している人が多数を占めることになろう。

## II 高齢者所得保障制度の構成

フランスは年金制度をはじめ、高齢者所得保障の制度構築もかなりユニークである。政府が運営する公的年金は基礎的な部分のみで、職域によって分立している一つの制度に限定される。公的扶助の一環として、高齢者の最低所得を保証する制度が重視されていて、年金支給額の低い高齢者も最低保証されている。基礎的な年金を補う二階部分は、労働協約に基づく補足年金となる。民間サラリーマンの場合は強制適用で、物価スライドす

表3. 年金支給開始年齢

	55歳以前	55歳	56～59歳	60歳	61～64歳	65歳	65歳以降	計
一般制度 (CNAV)	0.0	0.0	5.6	50.7	23.8	14.2	5.6	100.0
農業労働者 (MSA)	0.0	0.0	9.8	60.8	12.5	14.1	2.8	100.0
農業経営者 (MSA)	0.0	0.0	4.8	63.0	16.2	9.5	6.6	100.0
商業者 (RSA)	0.0	0.0	4.8	41.2	28.0	15.6	10.5	100.0
職人 (RSI)	0.0	0.0	9.3	48.2	27.4	9.3	5.7	100.0
国家公務員共済	5.1	8.1	14.7	38.1	28.0	3.8	2.2	100.0
国家公務員共済(軍隊)	77.5	5.4	15.8	1.1	0.1	0.0	0.0	100.0
地方公務員共済	7.5	10.7	20.1	35.7	22.1	2.8	1.1	100.0

(資料) DREES, Enquete annuelles aupres des caisses de retraite, 2010.

る上、賦課方式で運営される準公的年金と言える。さらに、近年は任意加入の私的な年金が普及しつつある。他方、高齢失業者を対象に失業保障制度が「早期年金」等の所得保障を提供している。このように、フランスでは高齢者の所得保障に際して、異なる趣旨に基づく制度が準備されている。制度ごとにやや詳しく紹介しよう。

## 1 公的年金制度

欧州大陸諸国に共通する職域によって制度が分かれることが特徴であるが、特にフランスは制度乱立が顕著である。加えて、公務員の年金が恵まれている部分が多い。伝統的にフランスでは国営企業が多数存在し、社会保障に関しても各国営企業ごとに独自の制度を運営している。制度ごとの格差も著しい。

フランスの法定社会保障制度としての年金は、基礎的な部分を扱う制度のみである。民間サラリーマンを対象とする一般制度のほか、自営業者の制度、農業従事者の制度、さらに公務員の制度等に分立している。

一般制度も含め、年金は所得比例を基本としている。25年間の平均賃金を算定基礎として、被保険者期間と支給率を乗じて年金支給額が決定される。一般制度においては、被保険者期間166四半期を満たし、62歳に達した場合に、満額年金が認められる。満額年金の場合、算定基礎額の50%相当の支給率となる。受給要件である被保険者期間を満たさない場合は、被保険者期間に比例的な年金額の支給となる。年金の基本給付には、最低保障額が設定されている。2010年現在で、月608.15ユーロ（年額7297.85ユーロ）とされている。満額年金年齢である67歳に達すると、被保険者期間にかかわらず満額年金が支給される。

年金給付はすべての人に適用される基本給付と状況に応じて適用される付加給付がある。扶養される子が3人以上いる場合基本年金の10%相当が

付加給付となる。また、扶養される配偶者が65歳以上である場合も定額の付加給付が認められる（2011年現在で月50.81ユーロ）。さらに、要介護者には最低保証額付で基本年金の40%相当が付加給付される。財政難もあり、これらの付加給付は縮小の傾向にある。

年金制度の財源は保険料を中心に、国の補助も一部提供されている。保険料は定められた賃金上限額内に等しくかかる部分と上限額なくかかる部分がある。保険料率は2011年現在で、被保険者が6.75%、使用者が9.90%となっている。このうち、賃金上限額までには被保険者6.65%、使用者8.30%が課され、上限額に関係なく賃金総額にそれぞれ0.10%、1.60%が課される。

## 2 高齢失業者給付（「早期年金」）

フランスでは、高齢失業者に所得補償を「早期年金<sup>3)</sup>」として施行してきた。老齢年金の枠内で行われた制度ではなく、失業対策の一環であった。フランスでは政府が実施する法定失業保険は存在しない。労働協約に基づく失業保険制度の他に、政府が管理する全国雇用基金が失業問題に対処している<sup>4)</sup>。全国雇用基金は「連帯」制度として、公的扶助と失業保険の間に介在し多様な施策を展開しており、高齢失業者対策も重視してきた。

失業対策の一環であり、早期に退職させた高齢者のポストを若年雇用で補充することも義務付けられた場合もあった。この早期年金制度は適用を暫時的に縮小させ、停止した。実質的な退職を促進する政策から、再度雇用促進の方向に進んだと理解できよう。

深刻な失業情勢に対応すべくサルコジ大統領は失業保障改革を断行した。保険原則を越えた長期失業者の救済のために福祉的な制度を導入した。つまり、失業保険と公的扶助の中間的な制度として、積極的連帯収入制度（RSA）を2009年に導入した。さらに、雇用復帰手当や積極的連帯収入

制度も適用されない長期失業者の救済策が2010年にとられた。具体的には失業者最終特別手当と年金相当給付の2つの制度が実施された。

後者は、さらに2つの場合が想定される。雇用復帰支援手当が受給満了した場合に、特別連帯手当や活動連帯手当に代わって適用される代替的年金相当給付が一つであり、もう一つは雇用復帰支援手当の支給額が低い場合最低所得を保障する補足的年金支給手当がある。満額年金の受給要件を満たした60歳未満の人が対象になる。これらの制度は2002年に導入され、2009年に廃止されていたが、2010年に復活して施行されている。年金受給開始まで適用されている。以下、主な現行の高齢者関連制度の概要を紹介する<sup>5)</sup>。

#### 雇用復帰支援手当 (ARE)

フランスの通常の失業保険給付の一環として、雇用復帰手当は1958年に導入された。2011年5月6日の労使協定によって50歳以上の高齢失業者を対象に雇用復帰支援手当 (ARE) が導入された。受給要件は雇用契約の終了以前の36か月間に4か月以上の就労期間である。支給期間は50歳未満では24か月、50歳以上では36か月となっている。支給額は年齢に応じて、50～55歳で25%、55～60歳で50%、60歳以上では75%支給となる。支給期間は50歳以上者の場合、最高36か月となっている。但し、61歳以上で老齢年金の満額受給要件を満たしていない者の場合は、年金支給開始まで当該手当が継続支給される。

#### 特別連帯手当 (ASS)

失業者の中でも、長期失業者や50歳以上の失業者、芸術家、漁師等の特別な職種の人を対象に、失業保険とは別枠で連帯制度が適用される。そのうちの一つに、長期失業者で失業保険給付を受給満了し、依然として休職状態にある者で、年齢50歳以上の者を対象に、税を財源とする連帯給付が適用される。失業以前の10年間に5年以上の就労期間が要件となる。所得制限がある。

2011年の支給額は単身者の場合で、所得614.80ユーロ未満の者で461.10ユーロの定額の支給となる。さらに、所得が614.80～1075.90ユーロでは1075.90ユーロ未満の額が支給される。所得がこの額を超えると、手当の支給は行われず。夫婦世帯の場合は、所得制限額も増額される。支給期間は6か月であるが、要件を満たせば更新も可能となる。2010年の受給者は326,700人であった。

#### 高齢解雇者への「早期年金」

57歳以上の高齢労働者で経済情勢によって解雇された場合、全国雇用基金が年金年齢まで所得保障するもので、「早期年金」と呼ばれる。10年間の社会保障制度への加入、他の社会保障の受給をしていないこと等が要件となる。支給額は収入に応じて決まる。最低支給額が月額919.50ユーロで、収入1525ユーロまでの者には991.25ユーロの支給、3050ユーロまでの収入で1966.90ユーロ、5850ユーロまでの収入で3329.90ユーロの支給となる。2010年現在の受給者は約7700人であった。

### 3 補足年金<sup>6)</sup>

社会保障制度として、フランスでは拠出制の老齢年金のみが該当する。二階部分にあたる年金は労使協定を根拠とする補足年金となる。ただし、その機能を重視すれば、全被用者に強制適用され、賦課方式を採用し、物価調整も行い、準公的な年金と理解されている。しかし、補足年金は飽くまでも被用者を対象に限定する制度であり、非被用者については制度化が遅れている。一般労働者を対象とするARRCOと技術者や幹部労働者を対象に限定するAGIRCの二つの大きな補足年金制度が存在する。一般労働者を経て幹部労働者になった場合は、両年金の受給権者となる。

給付はポイント制を採用した所得比例制に基づき、運営されている。労使が管理する。保険料はAGIRC、ARRCOとも別個に保険料率が決められている。一般労働者のARRCOでは、月収3031ユ

ユーロ未満では7.5%（うち使用者4.5%、労働者3.0%）、3031～9093ユーロの所得では20.0%（うち使用者12.0%、労働者8.0%）となっている。幹部労働者のAGIRCでは、3031～12124ユーロの所得で20.3%（うち使用者12.6%、労働者7.7%）となっている。

受給者は2012年12月31日現在で、ARRCOが1148万人、AGIRCが260万人となっている。加入者はARRCOの1800万人、AGIRCの400万人となっている。2010年の平均受給額はARRCOで年3597ユーロ、AGIRCでは年9024ユーロとなっている。平均受給開始年齢はARRCOで61歳8か月、AGIRCで61歳3か月となっている。

#### 4 高齢者最低保証給付

フランスでは、1956年に高齢者の最低所得を保証する制度が導入された。高齢者最低保障額が設定され、これを下回る所得の高齢者に差額相当分を保証するものである。所謂、最低保障年金を意味する。拠出制の法定老齢年金制度とは別枠で、65歳以上の高齢者（労働不能の場合は60歳）で年金を含めた所得が適用上限額に満たない場合、老齢被用者手当が定額で支給された。老齢被用者手当の財源は、一般社会拠出（CSG）となっている。

さらに、拠出制の法定老齢年金やこの無拠出の老齢被用者手当を含み最低保障額を下回る場合、国民連帯基金から老齢補足手当が適用される。無拠出の老齢被用者手当と老齢補足手当の合計が最低高齢者所得保障額となる。この老齢補足手当は税を財源とする老齢連帯基金から支弁される。

2004年6月24日のオルドナンス（大統領令）によって、それ以前の複数の分立していた当該制度が高齢者連帯手当（ASPA）に一本化された。さらに、2007年の法改正に伴って、老齢被用者手当（AVTS）は高齢者連帯手当（ASPA）となり、老齢補足手当は障害者補足手当（ASI）に再編された。両制度とも65歳以上の高齢者を対象に、最低

所得を保障している。最低保障額は2012年4月1日現在、単身者で年9325.98ユーロ、夫婦世帯で年14479.10ユーロとなっている。

この高齢者の最低保障額は最低賃金水準（SMIC）に対する比率では次第に低下傾向にあり、現状では最低賃金の半分以下の水準に留まっている。この傾向は高齢者所得保障に限らず、他の公的扶助給付についても同様である。

#### 5 個人年金

三階部分の年金は、個人の積立型年金となる。これまで伝統的に社会保障への依存が高く、個人年金は低調であったが、近年は次第に普及が進行してきている。政府の財政難もあり、税的奨励策はやや控えめである。

公的年金が徐々に後退せざるを得ない背景もあり、私的年金の発展が期待される。ただし、この動きにも反対勢力があり、ゆっくりとした動向と言えよう。労働組合は社会保障の年金が十分な保障を提供する前提において私的な年金の発展を容認するが、社会保障年金が後退し、その分を私的年金で補うことには一般に批判的である。

1994年に、自営業者を対象とした確定拠出型の積立年金制度が導入された。それまで自営業者は補足年金から除外され、社会保障の基礎的な年金しか適用されなかった。積立額には上限が設定されたが、保険料は課税対象から控除された。

2004年に新たに個人年金貯蓄制度（PERP）が導入された。団体保険契約に基づく任意の個人貯蓄年金制度であり、制限的ながら課税控除の対象とされている。終身の年金制度以外に、教育手当や遺族給付、障害給付も個人年金商品の一環として制度化されている。職域での年金制度としては、以前の関連制度を再編する形で団体年金貯蓄制度（PERCO）が同じ2004年に導入された。退職を目的とした貯蓄制度であり、以前の10年の有期給付から長期や終身の年金給付が中心に変わ

りつつある。

積立型の個人年金については、議論は単純ではない。金融業界をはじめ経済界は経済効果を想定し好意的である。だが、私的年金の拡大は公的年金の後退を誘導する可能性もある。労働組合は私的年金の拡大には反対、もしくは慎重な立場であった。いかなる条件においても、私的年金の拡大に反対する労働組合もある。

### Ⅲ フランス年金改革の経緯<sup>7)</sup>

フランスで最初の年金は公務員の年金であった。1853年6月9日の法律は、公務員の老齢年金について30年間の拠出期間を要件としていた。支給開始は60歳とされ、苛酷な労働の場合は25年の拠出期間で55歳から支給が認められた。

その後、民間サラリーマンの場合は1912年2月27日の法律により、同様に30年の拠出期間が要件とされたが、後に15年に引下げられた。受給開始は60歳とされ、早期年金も55歳から認められた。続いて、公務員の特別制度も被保険者期間が短縮された。鉱夫は30年から20年に短縮化され、鉄道職員（1909年7月21日の法律）やガス、電気（1937年1月6日のデクレ）の国営会社社員は25年にされた。

1975年1月3日の法律では、受給要件としての最低被保険者期間を廃止した。これ以後は1四半期（3か月）の被保険者期間で、受給権が認められることになった。特別制度における研修・実習の受給要件に関する規定は保持され、15年に設定されている。これより短い場合は、一般制度の受給権となる。鉱山労働者や公証人研修生等の場合は、15年未満の被保険者期間であっても当該職域の年金制度が適用される。現在も年齢は年金受給権のための唯一の要件とされている。つまり、被保険者期間が1四半期あれば、60歳という年齢において受給権は認められる。法定年金年齢の意味である。

1945年10月19日の大統領令は農業以外の一般民間サラリーマンの年金制度に関して、通常の年金年齢を65歳とし、特定条件の下で60歳から支給開始されると規定していた。この時点では、37.5年の被保険者期間を満たせば、60歳から満額年金が認められた。さらに、1971年12月31日の法律では、60歳から満額支給される条件を緩和し、肉体労働者、3人の子供の母親等にも認めた。

1982年改革によって、年齢と被保険者期間の2つの要件が並んで受給要件とされた。年金支給開始年齢は60歳で、37.5年の被保険者期間を満たさないと満額年金の受給権が認められない。被保険者期間を満たしていない場合は、拠出期間に応じて比例的に支給額が決められる。

現状では、被保険者期間を満たせば年齢に関係なく受給開始できることになり、年齢要因が次第に形骸化しつつある。逆に、年齢に達していても被保険者期間を満たしていないために実質的に年金受給開始を遅らせることにつながっている。つまり、被保険者期間の重要性が増している。

戦後、フランスの老齢年金の支給開始年齢は当初男女とも65歳であった。1982年、社会党のランソワ・ミッテラン大統領は年金改革で年金年齢を60歳に引下げた。当時は不況下で多くの国々が年金年齢を上げる改革を行っていた時だけに、世界の流れに逆行する改革は注目を浴びた。老後のバカンスを待望するフランス人労働者一般からすれば、ミッテラン大統領は英雄扱いされた。

しかし、当然ながら年金財政は困窮を極め、以後年金改革が続いた。等しく年金給付の抑制を試みる改革であった。1993年のバラデュール内閣の時に、年金改革が実行された。第1に、一般制度における満額年金の受給要件としての被保険者期間が37.5年（150四半期）から40年（160四半期）に上げられた。年金支給開始年齢は変更ないが、満額年金を受給するためには、これまでより2.5年長く拠出しなければならなくなった。逆に、こ

れまで通りの年齢で受給開始すると被保険者期間が不足すれば支給額が減額されることになった。

第2の改革は年金支給額の算定基礎として用いられる平均賃金額の対象が以前の10年から25年に拡大された<sup>8)</sup>。生涯にわたって賃金は変化する。長い労働生涯のうち賃金が最も高かった10年間の平均賃金水準から最も高かった25年間の平均賃金水準に変更になれば、当然水準が下がることになる。

第3の改革は既定の年金支給水準の調整に関して、それ以前は賃金水準を基準にして調整していたが、この時の改革によって物価調整に変更された。現在では毎年物価上昇の予測値を基に自動的に支給額が調整されている。算定基礎となる賃金もこの改定率に従って再評価されている。

続いて2003年にも大きな改革が実行された。第11に、1993年改革の延長で、一般制度の満額年金の受給要件として被保険者期間を2012年までの間に段階的に引上げ、それまでの160四半期（40年）から164四半期（41年）にした。さらに、公務員の年金制度改革にも着手した。一般制度と揃える形で、公務員の年金においても満額年金の受給要件を民間の一般制度と同一にし、支給水準の調整も賃金スライドから物価スライドに変更させた。

サルコジ大統領時代になっても、年金改革は続けられた。まず、2007年に、今度は公共交通機関の職員を対象とする特別年金において、同様の改革が行われた。満額年金の要件として拠出期間を37.5年から40年とし、物価スライド制を導入した。続く2008年改革では、高齢者の雇用促進が進められた。正規年金支給開始以後の繰延年金の場合の支給額増額率を上げた。また、60歳以上の高齢者の就労促進のため、年金は就労にかかわらず満額支給の措置をとった。また、高齢者雇用を進展させるための労使交渉を促し、協約を義務付け、不履行の企業に罰則を設けた。

2010年に、さらなる大改革が実行された。第1

に、正規の法定年金支給開始年齢が60歳から毎年4か月づつ引き上げられ、2018年に62歳とされる。同時に、満額年金の受給開始年齢は65歳から67歳に引き上げられる。公務員の年金も同様に2歳引き上げられる。

第2に、平均寿命の伸長に沿って満額年金の受給要件としての拠出期間も再度引き上げられ、2020年までに166四半期（41.5年）とされる。第3に、財源対策も講じられた。高所得者や投資収入に対して追加課税が導入された。また、ストック・オプション、企業退職年金に対して税率が引き上げられた。第4に、公務員の保険料が一般制度より低く7.87%に抑えられてきたが、ここでも民間被用者と同じ10.55%に10年かけて引き上げることになった。もはや公務員の特権は認められなくなった。

年金受給開始年齢の引き上げの背後で、高齢者雇用の助成措置が拡大されていった。日本の定年制度のようなものではなく、年金支給開始まで働くのが一般的であり、それ以前に退職を強要するのは不当解雇に相当する。企業内の人事管理においても今後とも影響が大きいと想像される。

報じられているように、戦後最大級のストライキが展開された。高校生も含む多くの若者もストに参加したとも言われている。2010年10月27日に公的年金改革法案は可決された。いかにサルコジ政権が非難されたかは、2012年の大統領選での敗退を見れば明らかであろう。もちろん、年金改革のみが大統領選の争点であったとは言えないが、大きく影響したことは想像に難くない。

#### IV 退職過程における年金年齢と雇用

最近の一連の年金改革のうち、年金年齢にかかわる部分を整理したものが、表4である。年金受給が可能となる法定年金年齢が60歳から62歳に引き上げられ、併せて満額年金の開始年齢も65歳から67歳に引き上げられた。他方、満額年金に必要な被

表4. 年金の受給要件

誕生年	支給開始年齢	満額年金年齢	必要な被保険者期間（四半期）
1950	60歳	65歳	162
1951年第1四半期	60歳	65歳	163
1951年第2四半期	60歳4月	65歳4月	163
1952	60歳8月	65歳8月	164
1953	61歳	66歳	165
1954	61歳4月	66歳4月	165
1955	61歳8月	66歳8月	166
1956	62歳	67歳	2012年12月31日までに政令で指定
1957	62歳	67歳	2013年12月31日までに政令で指定

(出典) Prétot, X., "Droit de la sécurité sociale", Dalloz, p.150.

被保険者期間は160四半期から166四半期に上げられた。公的年金制度においては、年金年齢は引上げられつつある。

他方、労働法において高齢者雇用は保護・促進されてきた。満額年金の支給開始時以前に労働者を退職させることは禁じられている。年金においても、従来、受給要件として退職が厳格に求められたが、この退職要件も次第に緩和されてきた。現状では、これまでの労働契約を破棄すること、年金権をすべて請求すること、被保険者期間の達成と同時に法定年金年齢に達していることの3つを条件に、雇用を継続しながら年金受給を開始することが認められている。ただし、年金と新たな就労による賃金の合計が従来の賃金よりも下回ることを条件とする<sup>9)</sup>。

法定年金年齢をめぐり、雇用と年金受給の関係について整理しておきたい。早期年金も繰延年金も老齢年金の枠組みの中で認められてきた。早期年金については、法的に認められている2つの場合がある。一つは労働不能や苛酷な職種等の場合であり、もう一つは早く働き初めたことで法定年金年齢以前に満額の被保険者期間を満たす場合である。これらの場合に該当する場合は、減額なしで年金が支給されることになる。これらの場合に該当しないで早期年金を選択すれば、被保険者期

間に応じた比例年金になる。現状では各種早期年金は縮小の傾向にあり、選択肢は残されるとしても、実際には選択しにくいものとなりつつある<sup>10)</sup>。

他方、繰延年金も設定されている。法定年金年齢に達しているが満額年金の受給資格を満たしていないため65歳以降も就労し続ける場合、1四半期ごとに2.5%の年金支給が増額される。満額年金の受給権を確保した上で60歳以降働く人は4四半期間にわたり1四半期ごとに0.75%の増額、第5四半期からは1四半期で1.0%の増額、65歳以降は1.25%の増額が認められる<sup>11)</sup>。

高齢パート労働者に、制限付きで年金支給が認められる。適用条件は、法定年金年齢(現在60歳)に達していること、150四半期の被保険者期間を満たしていること、現在短時間就労を続けていることの3条件に基づき、年金の部分支給が認められる。支給率は労働時間に応じて、法定労働時間の40%未満では70%の支給率、40%~60%では50%支給、60%~80%の労働時間では30%の支給率となる<sup>12)</sup>。

フランスでは、年金支給開始年齢の議論は常に受給要件としての被保険者期間と関連づけられながら議論されてきた。逆に言えば、年金年齢は日本ほど決定的ではない。従来は60歳、改革後も62歳で受給開始が可能である。後は、支給水準の選

択の問題となる。各人が就労と年金額の組み合わせから年金申請のタイミングを決定することになる。

年金受給要件としての被保険者期間については、近年延長されてきた。つまり、同じ条件下では年金支給額が抑制されることになる。高齢者雇用の拡大と並行して、年金受給要件としての被保険者期間の引上げが政府から提案されると、多くの労働組合は年金支給額の抑制につながると反発してきた。共産党と緑の党は逆に、被保険者期間を以前の150四半期に戻すことを主張した。

今後、フランスでは年金支給開始が時間をかけて2年間引上げられていくであろう。早期年金は次第に縮小に向かい、法定年金支給開始年齢の62歳から満額年金の67歳までの間で、恐らく63歳、64歳あたりに実際の年金支給開始が集中していくものと予想される。しかし、他の先進諸国と比べればまだ早い年齢でもあり、財政問題も楽観できないため、今後も改革が続いていくものと予想される。

フランスの人口高齢化は比較的緩やかであり、賦課方式の年金であっても世代間の不平等が強調されることはそれほどなかった。しかし、今回の年金年齢の引上げと高齢者の雇用促進は、若年者の雇用創出への障害となる可能性もあり、若年者からの不満が強まった。伝統的に老後に長期の余暇生活を好むフランス人と言われるが、次第に財政事情は厳しくなりつつある。フランスも例外に漏れず、人生が長くなるとともに、働く期間も長くしなければならなくなりつつある。

#### 注

- 1) INSEE, Statistiques de l'état civil et estimation de population, 2011.
- 2) DARES, Activité des seniors et politiques d'emploi, 2012.
- 3) 本来、老齢年金の一環としての早期年金と失業対策としての高齢失業者給付を区別すべきであるが、フランスでは失業給付も「早期年金 (preretraite)」と

呼ばれており、これに従った。

- 4) フランスの失業保障の全体像については、以下にまとめてある。  
岡伸一『失業保障制度の国際比較』学文社、2004年、9-28頁
- 5) UNEDIC, "Le précis de l'indemnisation Mai 2011 UNEDIC", IROPA, 2011. の情報に基づく。
- 6) AGIRC, ARRCOのホームページより引用。
- 7) 次の文献を参照した。  
CNR, "Age et durée d'assurance dans les régimes français: historique et situation actuelle", 2002.
- 8) 当初は、労働者にとって「もっとも有利な5年」であった。この対象期間が10年から25年と長くなると平均賃金も低くなることになり、年金支給額は減額されることになる。給付抑制策の一環とみなせる。
- 9) Kessler, F., "Droit de la protection sociale", Dalloz, 2012, p.272.
- 10) Group Revue Fiduciaire, "La retraite du salarié 6e éd.", 2011, pp.37-38.
- 11) Prétot, X., "Droit de la sécurité sociale", Dalloz, 2011, pp.140-141.
- 12) Gradguillot, D., "L'essentiel du droit de la sécurité sociale", Lextenso, 2012, pp.87-88.

#### 参考文献

- COR, "Age et durée d'assurance dans les régimes français: historique et situation actuelle", 2002.
- Secrétariat général du Conseil d'Orientation des Retraites, "Note de synthèse", 2008.
- Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse, "Chiffrage d'un recul de l'âge légal de la retraite de 60 à 61.5 ou 62 ans", CNO, 2008.
- Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse, "Fréquence et importance de différents types de reports validés l'année précédent le départ en retraite", CNR, 2008.
- Direction générale du trésor, "Projections de la situation financière de l'Unedic à long terme", CNR, 2010.
- Direction Statistiques et Prospective de la CNAV, "Variants réglementaires réalisées sur les projections de long terme du COR: résultats pour le régime général", COR, 2010.
- Secrétariat général du Conseil d'orientation des retraites, "Variantes de durée d'assurance et d'âge de la retraite: hypothèses et chiffrage", CNR, 2010.
- Secrétariat général du Conseil d'orientation des retraites, "Note de presentation general", CNR, 2010.
- Conseil d'orientation des retraites, "Retraites: la rénovation des mécanismes de compensation", 2011.
- Conseil d'orientation des retraites, "Retraites: la situation des polypensionnés", La Documentation Française, 2011.

UNEDIC, "Le précis de l'indemnisation", IROPA, 2011.

Dupeyroux, J-J., et als, "Droit de la sécurité sociale 16e éd."  
Precis Dalloz, 2011.

Group Revue Fiduciaire, "La retraite du salarié 6e éd.", GRF,  
2011.

Prétot, X., "Droit de la sécurité sociale", Dalloz, 2011.

Droit Social, "La réforme des retraites", Numéro special,  
Mars 2011.

Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des  
statistiques, "les retraités et les retraites en 2010", 2012.

Gradguillot, D., "L'essentiel du droit de la sécurité sociale",  
Lextenso, 2012.

Kessler, F., "Droit de la protection sociale", Dalloz, 2012.

江口隆裕「フランスの年金改革:年金改革に関する2003  
年8月21日の法律」一橋大学経済研究所、PIE,  
No.272、2005年

岡伸一「フランスの年金改革」国立社会保障人口問題  
研究所編『諸外国の年金改革』丸善出版、2005年  
所収

嵩さやか「フランス年金制度の現状と展望」『海外社会  
保障研究』No.161、2007年、37-49頁

(おか・しんいち 明治学院大学教授)